

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十九号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項市町村の欄中「川西町」を「川西町 王寺町」に改め、同表中十六の項を削り、十五の項を十六の項とし、十四の項を十五の項とし、十三の項を十四の項とし、十二の項の次に次のように加える。

十三	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	大和郡山市 御杖村 王寺町 天川村
1	法第十八条第一項の規定による許可	
2	法第十八条第三項の規定による意見の聴取	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。